

船井郡衛生管理組合
新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の
感染症対策事業継続計画

令和 2 年 4 月

船井郡衛生管理組合

船井郡衛生管理組合新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の 感染症対策事業継続計画

目次

1. 計画策定に係る基本的事項	1
① 背景	1
② 目的	1
③ 対象地域	1
2. 住民、事業者、市・町、本組合の役割	1～2
① 住民の役割	1
② 事業者の役割	2
③ 市・町の役割	2
④ 本組合の役割	2
3. 各段階の概要と対応	2～4
① 概要	2
② 対応	3～4
4. 対策本部の設置及び連絡体制	5
① 対策本部の設置	5
② 連絡体制	5

1. 計画策定に係る基本的事項

① 背 景

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症(以下、感染症という。)は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人がその新型のウイルスに対する免疫を持っていないため世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

そうした中、国、京都府(以下、府という。)においても、感染症に係る行動・対策計画や各種ガイドラインが近年、策定・改定されているところである。

② 目 的

感染症の発生時期を予測することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、交通手段の発達により大量の人が短時間に移動する時代であり、ひとたび世界中のどこかで発生すれば、国内並びに管内においても感染拡大は避けられない状況である。こうした状況下でも、管内住民の環境保全を確保する上で影響の大きい船井郡衛生管理組合(以下、本組合という。)の事業を継続するため職員間等における感染拡大を可能な限り抑制し、また、万が一、管内において感染が拡大した場合でも迅速かつ適切な対応が行えるよう「船井郡衛生管理組合新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症対策事業継続計画」(以下、本計画という。)を定めるものである。

③ 対象地域

市 町 村 名	南丹市(以下、市という。)及び京丹波町(以下、町という。)
面 積	919.5km ² 【市:616.4km ² 、町:303.1km ² 】
人 口	45,092人(令和2年4月1日現在) 【市:31,303人、町:13,789人】
世 帯 数	20,431世帯(令和2年4月1日現在) 【市:14,190世帯、町:6,241世帯】

※本組合管理者が認めた場合はこれに限らない。

2. 住民、事業者、市・町、本組合の役割

① 住 民 の 役 割

ア. 国、府及び市・町による広報や報道に関心を持ち、感染症に関する正しい知識を得て、段階に応じて食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努める。また、感染患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

イ. 感染拡大時における廃棄物の排出に当たっては、変則的な収集処理体制になる可能性があるため、本組合及び市・町の指示に従い、排出方法等について協力を行う。

② 事 業 者 の 役 割

- ア. 一般の事業者については、段階に応じて感染拡大防止の観点から、不要不急の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。
- イ. 社会的機能の維持に関わる事業者については、感染症の発生時においても最低限の住民生活が継続できるよう、事業継続計画の策定や従業員への感染防止策の実施などの準備を積極的に行う。

③ 市・町の役割

- ア. 国、府など関係機関と相互に連携を図りつつ、感染状況等を正確に把握するとともに、できる限り情報を住民に周知する。また、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- イ. 本組合と連携を図り、感染拡大時など非常時の廃棄物収集処理体制等について協力を行う。また、感染拡大により死亡者が増加した時は、円滑な埋火葬の実施及び一時的な遺体の保存施設など、あらゆる面で協力を行う。
 なお、埋火葬や遺体の保存に当たっては、埋葬文化、遺族の宗教的感情にも適切に配慮する。

④ 本組合の役割

- ア. 業務が継続できるよう職員の感染予防対策を徹底し、廃棄物の処理委託先など関係事業者についても業務が停滞しないよう指導する。
- イ. 府及び市・町と連携を図り、感染状況等を把握するとともに、各業務について、最低限の業務が継続できるよう段階に応じて柔軟な対応を行う。
- ウ. 感染拡大により管内において業務継続が困難になった場合、府及び他自治体に対し応援要請を行う。

3. 各段階の概要と対応

① 概要

感染症対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、予め各段階における対応方針を定めておく。

段階としては、WHO(世界保健機関)が宣言するフェーズを参考にしつつ、国が行動計画で定めている5段階(未発生期・海外発生期・国内発生早期・感染拡大期・小康期)を適用する。

発生段階	状態
未発生期	感染症は発生していない状態
海外発生期	海外で感染症が発生した状態
国内発生早期	国内で感染症が発生した状態
感染拡大期	国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
小康期	患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態

国の新型インフルエンザ対策行動計画より

② 対 応

各段階における対策は次のとおりであるが、各期間、極めて短期になる可能性があるため、状況に応じた柔軟な対応を行う場合がある。

ア. 【未発生期】

- ・本計画に基づき行動する。
- ・国、府及び市・町などから正確な情報を収集し、状況を把握する。

イ. 【海外発生期】

- ・国、府及び市・町などから正確な情報を収集し、状況を把握する。
- ・対策本部を設置する。
- ・職員に対し、感染防止策の基本的事項(個人での感染予防や健康状態の把握、咳エチケット、マスクの常用、手洗い・うがいの励行等)について注意喚起を行う。
- ・感染防止に必要な物資(マスクなど個人防護具、消毒液等)を備蓄する。
- ・関係事業者に対し、情報提供及び感染防止等について注意喚起を行う。

ウ. 【国内発生早期】

- ・国、府及び市・町などから正確な情報を収集し、状況を把握する。
- ・職員にマスクなど個人防護具や消毒液等の使用を指示する。
- ・職員及び関係事業者に対し、家族や従業員の健康状態について調査を行う。
- ・感染拡大による職員の減少時及び関係事業者の業務停止時を想定した具体的な対策を本計画に基づき検討する。
- ・関係事業者に対し、事業継続に向けた取り組みを要請する。
- ・感染性廃棄物の処理について、医療機関などと協議を行い、確認・把握しておく。
- ・不足している物資(マスクなど個人防護具、消毒液等)を調達及び再配備する。

エ. 【感染拡大期】

- ・国、府及び市・町などから正確な情報を収集し、状況を把握する。
- ・職員にマスクなど個人防護具や消毒液等の使用を徹底する。
- ・職員及び関係事業者に対し、職員本人及びその家族または従業員の健康状態について調査を行い、職員の家族に感染者がある場合は、当該職員の出勤の自粛を求める。また、職員本人に症状または感染の疑いがある場合は、即、医師の受診を指示する。
- ・職場のドアノブやスイッチなど人がよく触れるところについて、1日1回以上清掃または消毒を行う。また、職員が感染した場合は、当該職員の机の周辺や触れた場所等の消毒を行う。
- ・感染拡大による職員の減少時及び関係事業者の業務停止時を想定した具体的な対策をまとめる。
- ・関係事業者に対し、事業継続に向けた計画の提出を求める。
- ・資源ごみや不燃ごみよりも、腐敗等が生じやすい可燃ごみの処理を優先する。
- ・内勤の業務よりも処理の実務を優先する。

- ・感染性廃棄物は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき適正に処理する。
- ・住民や事業者に対し、廃棄物の排出抑制や収集処理体制の変更について、要請・周知する。
- ・不足している物資(マスクなど个人防护具、消毒液等)を調達及び再配備する。
- ・その他、業務別の具体的な感染防止策を以下に示す。

業務の内容	防止策
収 集 運 搬	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋、マスク等の个人防护具使用 ・肌の露出の少ない作業着を着用 ・作業終了後の消毒液による手洗い実施 ・詰所に戻った際の手洗い、うがいの実施 ・運搬車両の定期的な清掃及び消毒の実施
処 理 処 分	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋、マスク等の个人防护具使用 ・肌の露出の少ない作業着を着用 ・作業終了後の手洗い、うがいの実施 ・施設等の定期的な清掃及び消毒の実施
事 務	<ul style="list-style-type: none"> ・接客や窓口業務ではマスク等の个人防护具使用 ・訪問者の氏名等の把握及び立入制限 ・消毒液による手洗い実施 ・事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施 ・訪問スペースでの手洗い場所設置 ・出張や会議(朝礼含む)の削減
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤前の体温測定 ・ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避 ・通勤時のマスク着用 ・人が集中する場所への不要不急な外出を控える ・帰宅時の手洗い、うがいの徹底 ・感染しにくい体調管理

オ. 【小康期】

- ・国、府及び市・町などから正確な情報を収集し、状況を把握する。
- ・状況をみながら対策内容を縮小していく。
- ・流行の第二波に備え、本計画等の見直しを行う。
- ・不足している物資(マスクなど个人防护具、消毒液等)を調達及び再配備する。

4. 対策本部の設置及び連絡体制

① 対策本部の設置

新型インフルエンザの海外発生期に設置する対策本部については、「船井郡衛生管理組合災害対策本部の設置及び運営に関する要綱(平成21年9月1日告示第7号)」に基づき設置する。

② 連絡体制

